

慶應義塾大学未来光ネットワークオープン研究センター運営規程

2023年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、総務省グリーン社会に資する先端光伝送技術の研究開発 課題Ⅱ 大容量・高多重光アクセス網伝送技術（以下「研究プロジェクト」という。）を推進する、慶應義塾大学未来光ネットワークオープン研究センター（以下「本センター」という。）の運営について必要な事項を定めるものである。本センターは2030年の光アクセスメトロ技術の日本のCoE（Center of Excellence）であり、国内外の諸機関が実験を行うことができるオープンラボとして、アプリケーションの拡大、普及、オープンイノベーションを生み出すための機能を持つ。400G（当初100G）の光アクセス（PON/OLT/ONU）が入り、また、世界で初めてのホローコアファイバー（コアが空気でクラッドが構造化したフォトニッククリスタルファイバ）も利用可能とする。さらに、ローカル5G実験局を慶應義塾としては初めて、K²タウンキャンパスに開設し、慶應義塾の多くの研究室が実験で利用することができる。2024年度には超多波長のアクセス系のみではなく、IoTアプリケーションを意識した、パワーオーバーファイバー（PoF）にチャレンジする。また、エネルギーハーベスティングIoTシステムの研究を開始する。2025年度は、本センターに海外・国内のアカデミア、企業を呼んで、協力をして研究を行う。そのために、ローカル5Gを立ち上げて、自動運転、AGV（Automated Guided Vehicle）、ロボティクスとのコラボレーションを行うことを目的に本センターの運営を行う。

(研究活動に対する基本的な理念)

第2条 本センターの基本的な理念は、次のとおりとする。

- ① 研究活動を通じて、本センターの研究環境の整備と研究活動の活性化を図る。
- ② 大学主導型の研究立案、運営を行う。
- ③ 研究プロジェクトに参加する諸機関（以下「研究メンバー」という。）とは、研究のうえでは相互に対等であり、相互利益を前提とする。
- ④ 研究成果の公正な評価を行い、公開性の原則を堅持し、知的財産権・研究成果を正当な形で研究メンバー間で共有する。
- ⑤ 研究メンバーは、参加希望者が第3条の参加方法での申し込みを行い、本センターの研究センター長（以下「センター長」という。）が公共性を考慮し、承認した研究メンバーで構成される。
- ⑥ センター長は、研究に先導的な役割を果たし、諸機関から派遣された研究メンバーの育成にあたる。

(研究メンバーの参加方法)

第3条 研究メンバーの参加は、本センターの理念を理解した上で所定の様式で第4条の参加手続で参加申し込みを行い、研究センター長に提出する。

2 前項で定める研究メンバー参加者は、慶應義塾大学の教員、学生、共同研究企業の社員

とする。

3 研究メンバー参加の可否については、センター長の承認を必要とする。

(研究メンバーの参加手続)

第4条 研究メンバーの参加手続は、次のとおりとする。

- ① 研究メンバーはセンター長または本センターの事務局（以下「事務局」という。）からの説明を受け、本センターの理念や仕組みを把握し、研究計画書、契約書案など関連資料を確認、同意したうえで、「研究メンバー登録申込書」を事務局に提出する。
- ② 事務局から「共同研究契約書」を研究メンバーに提示し、相互で合意のうえ、締結する。

(本センターの設置期間と継続手続)

第5条 本センターの設置期間は2022年5月から2026年3月までとする。

2 研究メンバーを継続する場合には、年度ごとに再申請を行い、センター長の承認により、継続の可否を決定する。

(退会手続)

第6条 研究メンバーが途中で本センターからの退会を希望する場合、退会を希望する日の1か月前までにセンター長に対し書面で通知することで退会することができる。

(除名)

第7条 研究メンバーが次のいずれかに該当する場合、センター長は当該研究メンバーを退会させることができる。

- ① 本センターの目的に明らかに反するような行為を行ったとき
- ② 虚偽情報を提供するなど、研究メンバーまたは第三者に不利益をもたらす行為をしたとき
- ③ この規程に違反したとき
- ④ 法令または公序良俗に反する行為をしたとき

(解散)

第8条 研究プロジェクトの設置期間が満了した場合は、本センターを解散する。(2026年3月予定)

(会計)

第9条 本センターの利用は無料であるが、別途発生する資材、機器、技術を必要とする場合は、研究資金の取り扱いおよび諸経費支払いに関して、センター長の指示に従う。

(利益相反)

第10条 研究プロジェクトが研究メンバーを含む外部へ業務委託等を行う際、利益相反の問題に関し、「慶應義塾利益相反マネジメント・ポリシー」、「慶應義塾利益相反マネジメント内規」ならびに関連諸規程などに従って、その防止に努め、透明性を確保し、社会

的説明責任を果たさなければならない。

(情報の公開と謝辞等)

第11条 本センターでの研究成果は、積極的に公開し科学技術の進歩につなげる。公開に際しては「本研究は、総務省ファンドによって開設された慶應義塾大学未来光ネットワークオープン研究センターにおいて実施された」という文面を入れることを原則とする。また、技術的なサポート、ノウハウ、情報提供に関しては、必要に応じて、連名、謝辞等の正当な手続を行う。また、発表前に、本センター内のノウハウの流出防止のため、事前に原稿を研究センター長あてに提出する。

(管理経費)

第12条 研究プロジェクト内にて研究費が発生した場合の管理経費の扱いは、「新川崎先端研究教育連携スクエアにおける外部研究資金に係るオーバーヘッド運用に関する内規」に従う。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、センター長が定め、研究メンバーと共有する。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行し、2023年4月1日から適用する。